

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントリポート

今回のテーマ： 社外役員等に関するガイドライン

1. 概要

2014年6月20日に、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が参議院で可決され、社外役員に関する会社法案が成立しました。これを受け、2014年6月30日に、経済産業省よりコーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会（以下、「研究会」という。）による社外役員等に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）が公表されましたので、この内容について解説します。

2. ガイドラインの内容

ガイドラインは、研究会の調査に基づくベスト・プラクティスを中心に、欧州各国のコーポレート・ガバナンス・コードを参考しながら、良質なコーポレート・ガバナンスを確保するために求められる事項又は望まれる事項等を示したものであるとされています。

その中で、各社の置かれた環境や経営戦略を考慮しながら、取締役会にどのような役割を求めるのか（例えば、自社の取締役会に求める機能として、監督に特化したモニタリング型、業務執行の意思決定を中心的役割としたオペレーション型、両者のハイブリッド型などの等）十分に検討した上で、社外役員の構成を検討すべきとされています。

その他のガイドラインの主要な内容は以下のとおりです。なお、下記はすべて遵守すべき事項とされているのではなく、1つの選択肢として検討すべき事項等も含まれています。

項目	内容
取締役会の構成・運営等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会の構成員の多様性（ダイバーシティ性） ➢ 取締役会の議題の設定 ➢ 取締役会出席者への事前の資料送付又は説明 ➢ 取締役会議長と業務執行役員の分離
業務執行役員の人選・報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務執行役員の選任・選任過程の透明性の在り方を検討 ➢ 業務執行役員の報酬の決定過程の透明性の在り方を検討
非業務執行役員（※）の人選等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 非業務執行役員の独立性に関して、法令基準に加え具体的基準の設定 ➢ 非業務執行役員の人選は業務執行役員からの推薦とするではなく、非業務執行役員が候補者を選定 ➢ 非業務執行役員の最長在任期間を設定
非業務執行役員のサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査役は会計監査人の独立性など会計監査の実効性に関する監査を実施 ➢ 内部通報システムの情報の受領先に監査役等を追加 ➢ 非業務執行役員をサポートする人員の確保 ➢ 経営者と同時期に内部監査や内部統制に関する情報を非業務執行役員に伝達する仕組みの構築

※ 非業務執行社員 …… 社外取締役及び監査役

お見逃しなく！

社外役員として依頼が可能な人材という視点で候補者を検討するのではなく、まずは、自社の取締役会にどのような機能が不足しているのかという点を見極めることから検討することが重要と考えられます。また、監査役会設置会社でも、役員の独立性の確保のために、役員に関する任意の指名・報酬委員会を設置している会社もありますので、ガバナンス体制を検討する際には、1つの選択肢として考えられます。